

答申第 1174 号

諮問第 1837 号

件名：警察署定数表の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 2 月 26 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 2 月 26 日に愛知県警察本部内情報公開窓口を訪れ、愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）の職員定数（以下「定数」という。）に関する文書の開示を求める内容の行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項に記載された内容は、

警察署定数表

（令和 6 年 4 月 1 日現在の稲沢署のもの）

（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

となっていた。

(イ) 開示請求の対象文書の特定

処分庁は、この開示請求の対象となる文書については、本件開示請求日時点で稲沢警察署が保管する警察署定数表（令和 6 年 4 月 1 日現

在、稲沢警察署のもの）と特定した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件行政文書の一部に条例第 7 条第 4 号に定める不開示情報が含まれていたため、当該部分を不開示として、条例第 11 条第 1 項に基づき、本件処分を行った。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件行政文書

本件行政文書は、稲沢警察署の令和 6 年 4 月 1 日現在の定数を表したもので、令和 6 年春及び令和 5 年春時点の定数が課別、係・業務別、階級・役職別に記載されている。本件行政文書の特定に関し、審査請求人との間に争いはない。

(イ) 条例第 7 条第 4 号の該当性

a 刑事課並びに警備課の R6 春定数及び R5 春定数の一部

本件処分では、刑事課及び警備課の定数のうち、一部の警部補以下の階級にある警察官の定数について不開示としている。

当該定数は、それぞれの業務における犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する体制に係る情報である。刑事課及び警備課は、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力を対象とした情報収集、事案対応等の業務を担当している。これらの定数を開示することによって、それぞれの業務に関する犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に投入を予定している基礎的な人数が明らかとなり、犯罪を企図する勢力が警察の対処能力を研究・分析し、その対抗手段を取ることを容易とするおそれがある。つまり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当する。

b 備考の一部

本件行政文書の備考欄には犯罪捜査の体制に関する情報が記載されており、a と同様の理由により条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当するものである。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件処分において留置管理係の定数が開示されていること等を論拠とし、同じく定数である不開示部分も開示すべきである旨主張している。

しかしながら、不開示情報の該当性は当該情報の内容によって判断するものであり、本件処分における不開示部分が条例第 7 条第 4 号の不開示情報に該当することは先に述べたとおりである。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、稲沢警察署の令和6年4月1日現在の定数を表したもので、令和6年春及び令和5年春時点の定数が課別、係・業務別、階級・役職別に記載されているものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書のうち、別表の4欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について開示する旨を求めていることから、本件不開示部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、刑事課及び警備課の一部の係は、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力を対象とした情報収集等の業務を担当しており、これらの課の定数の内訳を開示することで、それぞれの業務に関する犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に投入を予定している基礎的な人数が明らかとなり、犯罪を企図する勢力が警察の対処能力を研究・分析し、その対抗手段を取ることを容易とするおそれがあるとのことである。

当審査会で検討したところ、処分庁が主張するとおり、刑事課等の一部の係の担当業務を踏まえれば、課の定数の内訳を開示している刑事課等以外の課とは異なり、刑事課等については課の定数の内訳を公にして各業務の犯罪の予防等に投入を予定している基礎的な人数を明らかにすると、犯罪を企図する勢力が対抗手段を取ることを容易とするおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の 名称	2 開示しないこと とした部分	3 開示しないこ ととした根拠規定	4 審査請求の対象 となった部分
警察署定数表 (令和6年4月1 日現在、稲沢警 察署のもの)	刑事課並びに警備 課のR6春定数及び R5春定数の一部	条例第7条第4号 に該当	刑事課並びに警備課 のR6春定数及びR5春 定数の一部
	備考の一部		なし

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 7 . 1 6	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 1 2 . 1 2 (第 718 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 1 . 2 2 (第 720 回審査会)	審議
8 . 2 . 2 5	答申